

長久手市と愛知学院大学との包括連携協定書

長久手市（以下「甲」という。）、愛知学院大学（以下「乙」という。）、は、地域課題の解決に向け、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の情報、資源等を活用することで、地域のために連携、協力して研究及び教育活動等を実施することにより、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について具体的な内容はその都度担当部署と協議し実施の可否を確認しながら連携、協力する。

- 1) 長久手市のまちづくり及び地域の活性化に関すること。
- 2) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- 3) 地域社会を担う人材の育成に関すること。
- 4) 社会課題に対する調査研究に関すること。
- 5) その他、市及び大学が協議して必要と認めること。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た他の当事者の秘密を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲、乙以外の者に対し情報を提供することができるものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲及び乙は、他の全ての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月までに甲、乙から、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後同様とする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、3か月までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月17日

甲 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
長久手市
市長

佐藤有美

乙 愛知県日進市岩崎町阿良池12番地
愛知学院大学
学長

木村文輝